

住民の助け合いによる生活支援活動事業  
（助け合い活動事業）  
の取組み実績と課題検討について

大阪市福祉局高齢者施策部

# 1. 助け合い活動（モデル）事業の概要

## 考え方

- 団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加が予測される中、**高齢者が要介護認定に至らず元気にいきいきと生活できるよう、介護予防活動を推進**する必要がある。
- **高齢者が何らかの支援を必要とする状態となった場合**でも、その方の状態やニーズに合ったサービスが提供できるよう、**多様な主体による多様なサービスを充実し**、サービス選択の幅を広げる必要がある。
- 介護予防と社会参加には強い相関関係があることが証明されつつあり、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、**「高齢者の社会参加を通じた介護予防」を推進**することが重要である。
- 地域の元気な高齢者が、生活支援を必要とする高齢者に対し、自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援活動を行う（**生活支援の担い手としての社会参加**）ことにより、**地域における住民相互の助け合いの体制づくりを推進**する。
- 介護保険制度の持続可能性を高めるためには、介護人材の不足への対応を考える必要があり、**介護の担い手の多様化を図る**ことが重要である。

そこで

## 「住民の助け合いによる生活支援活動事業」

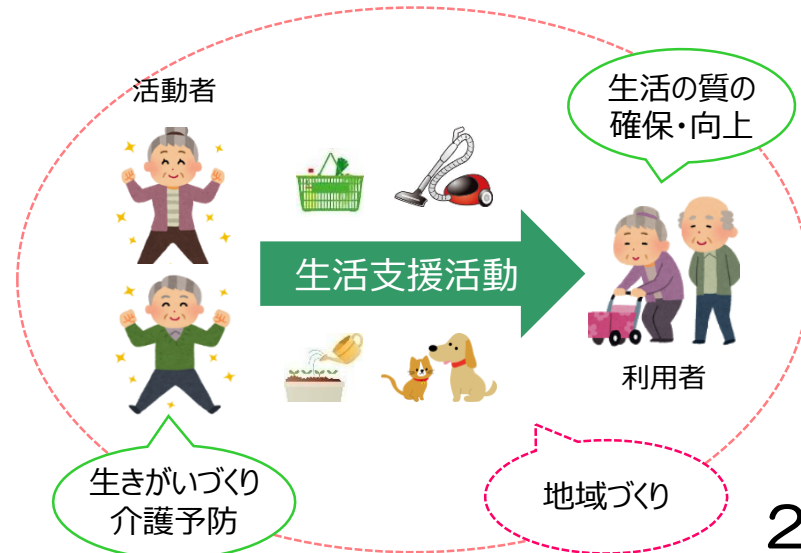
### 事業内容

地域の高齢者が、生活支援を必要とする高齢者（要支援1または2の方等：利用者）に対し、自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援活動を行う。

（要支援1または2の方等への訪問型サービス（総合事業）のひとつに位置づける。）

### 事業目的

- 【活動者】 社会参加による生きがいづくり・介護予防
- 【利用者】 生活の質の確保・向上
- 【地域】 住民の助け合い活動の推進による住民相互の助け合いの体制づくり（地域づくり）



# 1. 助け合い活動（モデル）事業の概要

## 実施時期

平成30年7月から2事業者でモデル実施開始  
平成30年10月から1事業者追加

## 実施地区単位

1日常生活圏域（地域包括圏域）以上で受託事業者が設定  
区域全域に至らなくても複数区にまたがっても可

## 受託事業者

### 助け合いの地域づくり

社会福祉法人 東成区社会福祉協議会（東成区全域）  
特定非営利活動法人 フェリスモンテ（生野区全域）  
特定非営利活動法人 エスペランサ（住之江区南港地域）

## 受託事業者の業務

- ① 活動者と利用者ニーズとのコーディネート業務
- ② ケアマネージャーと連携したケアプランの確認による他の訪問型サービス（総合事業）との重複利用防止の管理
- ③ 活動者の活動実績に応じた介護予防ポイントの管理・報告
- ④ 活動者向け交流会・研修会等の開催など、活動者の活動意欲向上に資する取組み など

## 利用対象者

### 生活の質の確保・向上

要支援1または2の方等で、住民相互の助け合いの活動であることを理解している方

## 利用回数等

月8回まで（1回概ね60分以内）  
※他の訪問型サービス（総合事業）との併用不可

## 利用者負担

利用1回あたり 100円（利用時払い）



## 活動者

### 社会参加による生きがいづくり・介護予防

大阪市在住の65歳以上（市介護保険第1号被保険者）  
かつ「大阪市介護予防ポイント事業」の参加登録している方

## 活動内容

- ① 買物（日用品の買物）、掃除（居室内の掃除、ゴミ出し）、洗濯（洗濯機による洗濯・乾燥、取入れ・収納 など）
  - ② 買物同行、通院同行、薬の受取同行 など
  - ③ 上記とともに行うその他の生活支援活動（電球交換、植木の水やりなど）【介護保険外のサービス】
- ※ ③の活動内容は①～②の合計時間を超えない範囲で活動可能

## 活動者への謝礼（1回あたり）

利用者負担 100円 + 介護予防ポイント 600円（6ポイント） 計 700円

なお、介護予防ポイントは1月あたりの換金上限を設定  
60ポイント（6,000円）/月

## 活動者の保険

「大阪市介護予防ポイント事業」の登録者として、大阪市が  
市民活動保険（損害賠償責任保険・傷害保険）に加入



## 2. 助け合い活動（モデル）事業の取組み実績

### ○活動者確保のための取組み

#### （1）東成区【大阪市東成区社会福祉協議会】※平成30年7月開始

- ・活動者研修会の開催（H30. 8～9月開催）

「きづくちゃん」会員向け講座	3回	（24名受講中	21名登録）
新規登録者向け講座	1回	（6名受講中	3名登録）
計	4回	（30名受講中	<b>24名登録</b> ）
- ・「きづくちゃん」会員のつどいを活用した会員への周知
- ・会報「きづくちゃん通信」を活用して会員に周知・啓発

#### （2）生野区【特定非営利活動法人フェリスモンテ】※平成30年7月開始

- ・活動者研修会の開催（H30. 8～12月開催）

介護予防ポイント事業登録時研修との共催	2回	（21名受講中	17名登録）
助け合い活動のみ単独開催	1回	（1名受講中	1名登録）
小地域（小路地域）での単独開催	1回	（5名受講中	2名登録）
計	4回	（27名受講中	<b>20名登録</b> ）
- ・小地域活動（ふれあい喫茶等）での広報・周知
- ・居宅介護支援事業者連絡会で利用者とあわせて活動者についても紹介依頼

#### （3）住之江区南港地域【特定非営利活動法人エスペランサ】※平成30年10月開始

- ・活動者研修会の開催（H30. 10～11月開催）

介護予防ポイント事業登録時研修との共催	2回	（27名受講中	<b>25名登録</b> ）
---------------------	----	---------	----------------
- ・法人の自主事業としてのイベント・教室等での広報・周知
- ・小地域活動（ふれあい喫茶等）での広報・周知

## 2. 助け合い活動（モデル）事業の取組み実績

### ○利用者確保のための取組み

#### （1）東成区【大阪市東成区社会福祉協議会】※平成30年7月開始

- ・居宅介護支援事業者連絡会を通じてケアマネジャーへ周知
- ・「きづくちゃん」会員のつどいや会報「きづくちゃん通信」を活用して会員に周知
- ・自立支援型ケアマネジメント検討会議で利用ケースについて紹介（H31. 1月）



利用者 1名（H30.10月～）

#### （2）生野区【特定非営利活動法人フェリスモンテ】※平成30年7月開始

- ・居宅介護支援事業者連絡会を通じてケアマネジャーへ周知
- ・生活支援体制整備事業協議体の中で区内地域包括と情報共有
- ・ランチ連絡会や地域共生ケア推進委員会等で周知
- ・小地域活動（ふれあい喫茶等）での広報・周知



利用者 3名（H30.11月～：1名、H30.12月～：2名）

#### （3）住之江区南港地域【特定非営利活動法人エスペランサ】※平成30年10月開始

- ・ケアマネジャー研修会で説明・周知
- ・小地域活動（ふれあい喫茶等）での広報・周知
- ・地域内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーに個別に説明・周知



利用者 2名（H30.11月～）

### 3・助け合い活動（モデル）事業の現状と課題

#### 活動登録者は着実に増加している一方で、利用者の増加が進まない

※活動意欲があるのに活動の機会が確保されず、活動意欲の低下を招くおそれがある

- 助け合い活動（モデル）事業の実施にあたっては、「住民相互の助け合いの仕組み」の受け入れられやすさを考え、これまでにヘルパー等のサービス利用をしたことのない新規サービス利用者を主たる利用ターゲットと想定し、ケアプランを作成する地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対する事業の周知・広報に力を入れてきた。

**1月間の全てのサービス提供を、助け合い活動事業で対応することへのケアマネジャーの不安感から、新規利用者の利用が思うように進んでいない。**

- 既に他の訪問型サービスを利用している方について、助け合い活動事業を合わせて利用できないかという相談が居宅介護支援事業所のケアマネジャーから地域包括支援センターや受託事業者に複数寄せられているが、他の訪問型サービス（介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービス）は月額包括報酬制としていることから、助け合い活動事業（利用回数の上限：月8回）との同月内での併用はできない取扱いとしている。

**既に他の訪問型サービスを利用中の方から助け合い活動事業の利用ニーズはあるが、既に使っている訪問型サービスと同月内で併用できないことで、助け合い活動事業を使いたくても使えない状態となっている。**

### 3・助け合い活動（モデル）事業の課題対応（案）

- 助け合い活動事業を利用することへのケアマネジャーの不安感を払しょくし、新規でサービス利用する要支援者を助け合い活動事業の利用につなげるため、助け合い活動事業の利用ケース事例を取りまとめ、各区居宅介護支援事業者連絡会等を通じて情報共有するなど、引き続きケアマネジャーに対する周知・広報に努める。
- 既に他の訪問型サービスを利用している方でも、助け合い活動事業による生活支援活動の提供を受けやすくするとともに、サービス選択の幅を拡げるため、当面、モデル事業の実施期間中に限り、助け合い活動事業と介護予防型訪問サービス又は生活援助型訪問サービスを、同月内で併用できるようにする。
  - ▶ 介護予防型訪問サービス及び生活援助型訪問サービスの報酬単価について、原則はこれまでどおり月額包括報酬としつつ、助け合い活動事業と同月内で併用する場合のみ、利用実績に応じた回数払いを選択できるよう、新たに回数払いの報酬単価を追加する。
  - ▶ ただし、回数払いを選択できるのは、要支援認定区分等にかかわらず、1月当たりの利用回数の上限が助け合い活動事業の利用と合わせて8回までの場合とする。

○助け合い活動事業の利用者数の増加  
○活動の機会の増加による活動意欲の低下抑制  
○住民相互の助け合いによる地域づくりの推進

# (参考) 現在の訪問型サービスの類型別の概要

※サポート型訪問サービスの表記は省略しています

	介護予防型訪問サービス	生活援助型訪問サービス	住民の助け合いによる生活支援活動事業（モデル事業）
目的	<b>【利用者】</b> ○要支援状態の維持・改善 ○要介護状態になることの予防	<b>【利用者】</b> ○生活の質の確保・向上	<b>【利用者】</b> ○生活の質の確保・向上 <b>【活動者】</b> ○社会参加による生きがいがづくり・介護予防 <b>【地域】</b> ○住民同士の助け合いの地域づくり
内容	○訪問介護員による身体介護・生活援助	○研修修了者による生活援助	○介護予防ポイント事業の活動登録者による生活援助（保険内）・生活支援（保険外）
対象者（利用者）	○要支援1・2の方 ※認知機能やコミュニケーション能力の低下が認められる方、身体介護が必要な方など	○要支援1・2の方等 ※左記対象者以外の方	○要支援1・2の方等 ※認知機能やコミュニケーション能力の低下が認められない方
サービス（活動）提供者	○訪問介護員	○生活援助サービス従事者養成研修修了者など	○介護予防ポイント事業活動登録者 ※大阪市在住の65歳以上かつ本市介護保険の第1号被保険者
利用頻度	○要支援1 週1回又は2回程度 ○要支援2 週1回又は2回程度又は2回超	○要支援1 週1回又は2回程度 ○要支援2等 週1回又は2回程度又は2回超	○要支援1 月8回まで ○要支援2等 月8回まで
利用者負担	○原則1割（一定以上所得者は2割・3割）	○原則1割（一定以上所得者は2割・3割）	○1回当たり100円
報酬単価等	（月額） 週1回程度 12,988円 週2回程度 25,965円 週2回超 41,188円	（月額） 週1回程度 9,785円 週2回程度 19,560円 週2回超 31,024円	（1回当たり） 700円（活動者への謝礼） （内訳）利用者負担 100円 介護予防ポイント 600円